

日理美教発第 6-068 号
令和 6 年 6 月 6 日

関係各位

公益社団法人 日本理容美容教育センター
理事長
(公印省略)

令和 6 年度理容師養成施設又は美容師養成施設における教科科目
「文化論」担当教員資格認定に係る研修会参加申し込みについて

時下 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、「文化論」担当教員資格認定に係る研修会を下記のとおり実施いたしますので、
ご案内申し上げます。

参加を希望される方は、下記及び別紙「申込要領」を必ずご確認の上、別添の参加申込書
に必要な書類を添えて、締切日必着で当教育センター 業務課教育研修担当 宛にご郵送くだ
さい。

申込締切：令和 6 年 7 月 8 日（月） 必着

参加費用(教科書を購入される場合は、参加費用 + 教科書代)につきましては、申込締切後、
受講の決定されたご本人宛に請求書を送付いたします。

記

1. 研修期間 令和 6 年 8 月 19 日（月） ～ 8 月 30 日（金） 10 日間
2. 受講資格
 - ・理容師免許取得後、理容所において実務に従事した期間、または、理容師養成施設において文化論（平成 29 年度までは理容文化論）の教育に関する実務に従事した期間が、通算して 4 年以上になる者
 - ・美容師免許取得後、美容所において実務に従事した期間、または、美容師養成施設において文化論（平成 29 年度までは美容文化論）の教育に関する実務に従事した期間が、通算して 4 年以上になる者
3. 受講定員 50 名
定員を超える申込があった場合は、**先着順**といたします。
なお、養成施設の運営に関わるため、社員校を優先してのご案内となることをご承知おきください。

4. 研修会場 公益社団法人 日本理容美容教育センター 6階講堂
東京都渋谷区代々木 3-46-18 TEL 03-3370-3313 (業務課)
(JR 山手線・総武線、都営地下鉄大江戸線 代々木駅下車 徒歩 8 分
小田急線 参宮橋駅下車 徒歩 8 分)
5. 研修内容 「理容師美容師養成施設教員資格認定研修会実施要項」参照
使用する教科書 (受講までに通読してください)
「文化論」(2024 年 4 月 1 日発行 第 2 版)
6. 参加費用 64,350 円/人 (税込)
7. 教科書代 「教科書購入確認書」参照
※「教科書購入確認書」は、購入の有無にかかわらず、「参加申込書」と一緒に必ずご提出ください。
なお、教科書は事前の申込以外、研修会場では販売いたしません。
* 購入された教科書のお渡しは、研修会初日の会場です。
8. その他
- ・ 昼食は各自でご用意ください。
 - ・ **服装は、教員資格認定研修を受講するに相応しい、節度ある装いとします。**
 - ・ **感染症予防のため、マスクの着用を推奨いたします。**

連絡先：業務部業務課 教育研修担当 TEL 03-3370-3313 FAX 03-3370-1677
--

文化論教員資格認定研修会参加申込書

研修日	8月19日(月)～8月30日(金)		生年月日	(男・女)		
ふりがな			昭和 平成	年 月 日生 (満 才)	写真貼付 縦40mm×横30mm	
氏名	印					
現住所	〒 携帯 — —					
最終学歴 (高等専門学校・ 大学校含む)	中学校・高等学校			卒業/中退		
	大学			学部 卒業/中退		
卒業した 養成施設	養成施設名		卒業年月 昭和・平成・令和 年 月 卒業			
免許取得 年月日 及び 免許番号	理容師免許 昭和・平成・令和 年 月 日 取得 / 免許番号					
	美容師免許 昭和・平成・令和 年 月 日 取得 / 免許番号					
実務経験 年数	理容所・美容所	養成施設	合計	※ 理容所・美容所または理容師・美容師養成施設 において、免許取得後の従事期間が通算して 最低4年必要です		
	年 月	年 月	年 月			
(年号) 年	月	日	職歴 (勤務した理容所・美容所・養成施設ごとに記入。従事証明書の提出部分のみの記入でも可)			
【受講免除希望調査】令和2年度以降に下記研修を受講し、修了した者は免除が可能です						
教育分野(前半)	年度に を修了した際に受講したため、免除を希望する。					
この申込書に記載された個人情報は、貴教育センターの「教員資格認定研修会」に 関する業務についてのみ使用されることに同意し、記名・押印します。						

上記の者を貴法人が主催する文化論教員資格認定に係る研修会の受講適格者として推薦します。

令和 年 月 日

養成施設名

施設長名

印

公益社団法人 日本理容美容教育センター
理事長 谷 本 穎 昭 様

従事証明書

この証明書は理容所・美容所における実務経験を証明するものです。該当する()に○を入れてください。

受講者			
氏名		生年月日	() 昭和 () 平成 年 月 日

証明者（雇用主等）記入欄	
上記の者は、下記の店舗において () 理容 () 美容 の業務に従事したことを証明します。	
免許取得後の従事記録	従事期間 自 () 昭和 () 平成 () 令和 年 月 日 ~ 至 () 昭和 () 平成 () 令和 年 月 日 ※ 免許登録日以降を記入してください。 ※ 継続中の場合は証明日を記入してください。 免許取得後の従事期間 年 ヶ月
	店舗名
	所在地
従事記録の証明者	() 個人経営 ※ 証明者の個人印を押してください。 () 法人経営 ※ 法人名と代表者名を記入のうえ、法人印または代表者印を押してください。 <div style="text-align: right;">印</div>
	連絡先 住所 電話番号
この従事証明書に記載した個人情報、養成施設及び公益社団法人日本理容美容教育センターに提供されることに同意のうえ、記名し、公印を押印します。	
証明日	令和 年 月 日

- ・業務に従事した店舗が2カ所以上にわたる場合は、店舗ごとの証明書が必要です。
- ・従事証明書は、今後受講する研修会においても使用することができますので、原本はお手元で保管し、写し(コピー)を添付してください。
- ・この従事証明書に記載された個人情報は、公益社団法人日本理容美容教育センターの「教員資格認定研修会」に関する業務についてのみ使用されます。

養成施設

従事証明書

この証明書は養成施設において教育に関する業務を証明するものです。該当する()に○を入れてください。

受講者			
氏名		生年月日	() 昭和 () 平成 年 月 日

証明者（施設長等）記入欄	
<p>上記の者は、当養成施設において、次の課目の補助業務に従事したことを証明します。 () 『理容・美容文化論（平成29年度まで）』または () 『文化論（平成30年度以降）』</p>	
免許取得後の従事記録	<p>従事期間 自 () 昭和 () 昭和 () 平成 年 月 日 ~ 至 () 平成 年 月 日 () 令和 () 令和 ※ 免許登録日以降を記入してください。 ※ 継続中の場合は証明日を記入してください。</p> <p>免許取得後の従事期間 年 ヶ月</p>
	養成施設名
	所在地
従事記録の証明者	<p>（施設長等） 役職 氏名 印 ※ 養成施設印または代表者印を押してください。</p>
	<p>連絡先 住所 電話番号</p>
<p>この従事証明書に記載した個人情報、養成施設及び公益社団法人日本理容美容教育センターに提供されることに同意のうえ、記名し、公印を押印します。</p>	
証明日	令和 年 月 日

- ・業務に従事した養成施設が2カ所以上にわたる場合は、養成施設ごとに施設長の証明が必要です。
- ・養成施設における課目毎の従事証明書は、**必ず原本を添付**してください。
- ・この従事証明書に記載された個人情報は、公益社団法人日本理容美容教育センターの「教員資格認定研修会」に関する業務についてのみ使用されます。

令和 年 月 日

養成施設名

養成施設長

様

住 所

氏 名

印

従事証明書にかかる申立及び誓約書について

令和6年度教員資格認定研修会「文化論」の受講申請を行うにあたり、下記の理由により従事証明書及び保健所の証明書を入手することができませんが、下記のとおり理容所・美容所において実務に従事していた、または理容師・美容師養成施設において教育に関する業務に従事していたことを申し立てます。

なお、申し立てた内容については、虚偽のないことを誓いますとともに、万一、申し立て内容が事実と異なっていた場合には、いかなる処分を受けても異議を申し立てないことを誓約いたします。

また、この誓約書に記載した個人情報は、公益社団法人日本理容美容教育センターの「教員資格認定研修会」に関する業務についてのみ使用されることに同意します。

記

どちらかに○

1 従事した（理容所・美容所）名 _____

所 在 地 _____

従事した期間 _____ 年 月 日 ～ _____ 年 月 日

従事した養成施設名 _____

所 在 地 _____

従事した期間 _____ 年 月 日 ～ _____ 年 月 日

従事した課目 文化論

2 理由（①②の両方について具体的に記入してください）

①従事証明書が取得できない理由 _____

②保健所名及び証明できない理由 _____

上記のとおり確認いたしました。

令和 年 月 日

養成施設名

養成施設長

印

令和 年 月 日

公益社団法人 日本理容美容教育センター
理事長 谷 本 穎 昭 様

従事期間にかかる証明書について

令和 6 年度 教員 資格 認定 研修 会 「文化論」 の 受講 申請 を 行う
(申込者氏名) について、下記のとおり、理容所・
美容所において実務に従事していたこと、または理容師・美容師養成施設において教育
に関する業務に従事していたことを証明いたします。

また、この証明書に記載した個人情報は、公益社団法人日本理容美容教育センターの
「教員資格認定研修会」に関する業務についてのみ使用されることに同意します。

記

どちらかに○

従事した (理容所・美容所) 名 _____

従事した期間 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ~ _____ 年 _____ 月 _____ 日

従事した養成施設名 _____

従事した期間 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ~ _____ 年 _____ 月 _____ 日

従事した課目 文化論

証明者 住 所
氏 名 印

証明者 住 所
氏 名 印

- * 1 誓約書を提出する際は、必ずこの証明書を添付してください。証明書の添付がない誓約書は無効とします。
- * 2 証明者は本人以外の第三者とし、2名必要です。
- * 3 証明書は店舗または養成施設ごとに提出してください。

令和6年度 文化論
教員資格認定研修会 教科書購入確認書

表題の研修会で使用する教科書について、購入の有無及び必要事項をご記入の上、参加申込書とともにお送りください。

購入を希望される方には、研修会の参加確定後、参加費用の請求書と教科書代金の請求書を送付いたします。

※教科書は、事前の購入以外、研修会場では販売いたしません。
※教科書は、複数冊のお申し込みはできません。

購入しない

購入する *購入された教科書のお渡しは、研修会初日の会場です。

購入を希望する教科書名にを記入してください。

	教科書名	価格(税込)
<input type="checkbox"/>	文化論(2024年4月1日発行 第2版)	1,716

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

養成施設名 _____

受講者氏名 _____

非社員校用

***教科書を購入しない場合も、必ず参加申込書と一緒にご提出ください**

申込書及び添付書類作成時の注意事項について

* 特に間違いや漏れの多い個所について記載しています。記入前に必ずお読みください。

【申込書】

項 目	注 意 点
氏 名	<ul style="list-style-type: none">・ 婚姻などで改姓し、免許証と申込書の姓が異なる場合、戸籍抄本(発行から6ヶ月以内のもの)を必ず提出してください。 また、免許を書き換えている場合でも、前回の研修会受講時と姓が異なる場合は、戸籍抄本を提出してください。・ 申込書、従事証明書(保健所の証明書含む)、従事証明書にかかる申立及び誓約書、従事期間にかかる証明書については、婚姻などで改姓し、いずれかの書類と姓が異なる場合は、戸籍抄本を必ず提出してください。
年 齢	<ul style="list-style-type: none">・ 申込日時点での年齢を記入してください。
職 歴	<ul style="list-style-type: none">・ 職歴は、書ききれない場合はすべてを記入しなくても構いませんが、従事証明書で証明された期間については、必ず記載してください。・ <u>年、月、日の欄はすべて記入してください。</u> <u>特に日付の記入漏れや、退社日の従事証明書との相違が多いので、注意してください。</u>・ 現在も勤務している場合は、「現在に至る」と記入してください。
推薦者記入欄 (養成施設のみ)	<ul style="list-style-type: none">・ 必ず、申込書及び従事証明書等の記載事項を確認した上で、推薦してください。

【従事証明書】

項 目	注 意 点
業務従事期間	<ul style="list-style-type: none">・ 免許取得後の従事期間を記入してください。・ 現在も勤務している場合は、必ず証明日(記入日)を記入してください。日付のないものは受付けできません。 (退社予定日等、証明日以降の日付は記入しないでください。)
証 明 者	<ul style="list-style-type: none">・ 印鑑は、公印(契約書等公的な文書に使用する印鑑。朱肉で押印するもの)を押印してください。

【従事証明書にかかる申立及び誓約書】

※誓約書は従事証明書と保健所の証明書のどちらも取得できない場合にのみ提出することとします。

※誓約書を提出する際は、必ず「従事期間にかかる証明書」も添付してください。

項 目	注 意 点
養成施設・施設長名 (養成施設のみ)	<ul style="list-style-type: none">・ 用紙の一番上にも記入欄があります。記入漏れが多いので、注意してください。
理 由	<ul style="list-style-type: none">・ <u>①従事証明書が取得できない理由と、②保健所の証明書が取得できない理由</u>について、<u>両方の理由を必ず記入してください。</u>①だけでは受付できません。

【記入事項の訂正方法について】

※申込書及び添付書類の記入事項を訂正する場合は、修正テープ等は使用せず、訂正箇所には線を引き、上に訂正印を押してください。訂正印は、申込者が記入する欄は申込者の印、養成施設長が記入する欄は養成施設長印、証明者が記入する欄は証明者の印を押してください。

※当教育センターのホームページもしくは「社員校専用ページ」から、申込用紙及び添付書類がダウンロードできます。

申 込 要 領

＜受講までの手続き＞

【申込書を教育センターへ送付】 令和6年7月8日(月)必着

- ・申込書の返却はいたしませんのでご了承ください。
- ・参加費用は、**受講が決定してからお振込み**ください。
- * 定員を超える申し込みがある場合は先着順となります。

【教育センターより受講の可否を通知】 令和6年7月19日(金)までに本人へ通知

- ・受講決定者には本人宛に請求書と受講の手引きを送付します。
- * 受講の可否について、電話でのお問い合わせにはお答えできません。

【参加費用を教育センターへ送金】 令和6年8月2日(金)必着

- ・参加費用を確認の上お振込みください。

提出書類

(1) 理容師又は美容師の参加希望者の場合

- ① 申込書〔様式1-1〕 * 記入例を参照し、間違いや漏れのないようご記入ください。
- ② 理容師免許証又は美容師免許証の写し（コピー）（**A4判に縮小**のこと）
- ③ 従事証明書〔様式2-1〕の**写し**（**原本は手元に保管**のこと）又は〔様式2-2〕の**原本**
* 下記「留意事項」を必ず参照してください。
- ④ 教科書購入確認書〔様式4〕（社員校:様式4-1）（準社員校:様式4-2）（非社員校:様式4-3）
* 購入の有無にかかわらず、必ず提出してください。

(2) 理容師又は美容師以外の参加希望者の場合（文化論及び運営管理のみ）

上記 ①申込書 ④教科書購入確認書 及び卒業証書の写しまたは卒業証明書

【留意事項】

1. 従事証明書について

理容師は、理容師の免許を受けた後、理容所において実務に従事した期間又は理容師養成施設において**受講課目の教育**に従事した期間が通算して4年以上あること、美容師は、美容師の免許を受けた後、美容所において実務に従事した期間又は美容師養成施設において**受講課目の教育**に従事した期間が通算して4年以上あることの証明が必要です。

従事証明にあたっては、以下の点に留意してください。

- (1) 従事証明書は「理容所・美容所」と「養成施設」の2種類がありますので、該当する用紙を使用してください。「理容所・美容所」又は「養成施設」のどちらかで4年に足りる場合は、**両方提出する必要はありません**。
- (2) 一個所で年数が足りない場合は、店舗又は養成施設ごとに従事証明書を入手して、合計で4年以上となるようにしてください。（一個所で足りる場合は、その分だけの提出で結構です。）
- (3) 参加希望者が、理容所又は美容所の開設者として**自身の従事期間を証明することはできません**。他の店舗又は養成施設の証明書を取得するか、保健所の

証明書（開設届・検査確認済証等）の写しを提出してください。

- (4) 実務経験とは、日本国内において業務に従事した経験があることです。
- (5) 実地習練（インターン）制度（平成14年3月31日廃止）の期間は、理容所又は美容所における実務経験には含まれません。

※**従事証明書の添付を原則**としますが、証明者の死亡・廃業、養成施設の廃止等により従事証明書が入手できない場合は、**保健所の証明書**を提出してください。
保健所の証明書も入手できない場合に限り誓約書に従事証明書及び保健所の証明書を入手できない理由を具体的に記載して提出してください。（下記2、3参照）

2. 保健所の証明書について

- (1) 保健所の証明書は、それぞれの保健所でその取り扱いや書式等が異なります。証明書の発行については、実務経験を証明する理容所・美容所の所在地を管轄する保健所に相談してください。
- (2) 保健所の証明書は写しを提出し、原本は手元に保管してください。

3. 従事証明書にかかる申立及び誓約書、従事期間にかかる証明書について

- (1) **従事証明書及び保健所の証明書が入手できない場合に限り**、「従事証明書にかかる申立及び誓約書」〔様式3-1〕を参加希望者が作成し、理容所・美容所又は養成施設における従事期間が通算4年以上あることを誓約してください。
- (2) 「従事証明書にかかる申立及び誓約書」〔様式3-1〕を提出する際は、必ず2名の証明者が署名・捺印した「従事期間にかかる証明書」〔様式3-3〕を添付してください。
- (3) 誓約書及び従事期間にかかる証明書は、**原本**を提出してください。

4. その他

提出書類はすべて当教育センターのホームページよりダウンロードできます。
提出書類に記載された個人情報、当教育センターの「教員資格認定研修会」に関する業務についてのみ使用されることに同意のうえ提出してください。

提出方法

郵送による提出のみとします。申込書類の持参はご遠慮ください。

郵 送 先

〒151-8505 東京都渋谷区代々木3-4 6-1 8
公益社団法人 日本理容美容教育センター 業務課 教育研修担当

受 付

締切日までに参加申込書及び必要書類すべてが到着した申込に対し受付します。

参加費用のご送金

受講の決定した方へは、受講の参加費用のお支払いについて案内通知（請求書）を送付します。所定の期日までにご送金ください。

【記入例】

青字部分は申込者本人が漏れなく記入してください

(様式1-1)

「〇〇〇〇〇」教員資格認定研修会参加申込書

申込日時点での年齢を記入してください

研修日	〇月〇日(〇)～〇月〇日(〇)		生年月日	(男・女)	
ふりがな	よよぎ はなこ		昭和	平成	
氏名	代々木 花子 (印本人)		62年	4月	2日生
			(満〇〇才)		
現住所	〒151-8505 携帯 090-3370-3313 東京都渋谷区代々木3-46-18				
最終学歴 (高等専門学校・ 大学校含む)	原宿 中学校・高等学校		卒業/中退		卒業/中退
卒業した 養成施設	養成施設名 厚労美容専門学校		卒業年月 昭和(平成)19年3月卒業		
免許取得 年月日 及び 免許番号	理容師免許 昭和・平成・令和 年 月 日 取得 / 免許番号				
	美容師免許 昭和(平成)20年9月19日取得 / 免許番号〇〇〇〇〇				
実務経験 年数	理容所・美容所	養成施設	合計	※理容所・美容所または理容師・美容師養成施設 において、免許取得後の従事期間が通算して 最低4年必要です	
	2年3ヶ月	2年11ヶ月	5年2ヶ月		
(年号) 年	月	日	職歴(勤務した理容所・美容所・養成施設ごとに記入)		
平成20	4	1	株式会社ビクトリア 入社		
平成22	12	20	株式会社ビクトリア 退社		
平成28	6	1	厚労美容専門学校 入社		
			現在に至る		
修正する場合は、修正テープ等は使用せず、 線で消して上から訂正印(本人印)を押してください			申込日時点で勤務している場合は、 「現在に至る」と記入してください		
【受講免除希望調査】令和2年度以降に教育分野(前半)を受講し、修了した者は免除が可能です					
教育分野(前半)	令和3年度に文化論を修了した際に受講したため、免除を希望する。				
この申込書に記載された個人情報は、貴教育センターの「教員資格認定研修会」に関する業務についてのみ使用されることに同意し、記名・押印します。氏名 代々木 花子 (印本人)					

写真貼付
縦40mm×横30mm

職歴の日付、社名、店舗名等は、従事証明書と相違がないかご確認ください

修正する場合は、修正テープ等は使用せず、線で消して上から訂正印(本人印)を押してください

申込日時点で勤務している場合は、「現在に至る」と記入してください

注 この申込書に理容師免許証又は美容師免許証の写しと従事証明書等の写しを添付してください。

上記の者を貴法人が主催する「〇〇〇〇〇」担当教員資格認定に係る研修会の受講適格者として推薦します。

養成施設記入欄

令和〇〇年 〇月 〇日

養成施設名 厚労美容専門学校

施設長名 渋谷 太郎 (印)

養成施設

推薦の日付は従事証明書の記載事項を確認した上で、記入してください

公益社団法人 日本理容美容教育センター
理事長 谷本 穎 昭 様

ご記入漏れのほか、
本人印 2箇所、養成施設印 1箇所の押印漏れにもご注意ください。

従事証明書

記入漏れがあると従事証明書として認められません。

。該当する()に○を入れてください。

受講者

氏名	代々木 花子	生年月日	(○) 昭和 () 平成 () 令和	62 年 4 月 2 日
----	--------	------	----------------------------	--------------

証明者（雇用主等）記入欄

上記の者は、下記の店舗において () 理容
(○) 美容

退職予定日前に記入する場合であっても、『証明日』より先の日付を記入しないでください。

免許取得後の従事記録	従事期間	自 () 昭和 (○) 平成 31 年 2 月 1 日 () 令和	～ 至 () 昭和 () 平成 5 年 4 月 1 日 (○) 令和
	店鋪名	ビクトリア代々木店	
	所在地	東京都渋谷区代々木○-○○-○○	
	免許取得後の従事期間	4 年 2 ヶ月	

※ 免許登録日以降を記入してください。 ※ 継続中の場合は証明日を記入してください。

従事記録の証明者	() 個人経営 ※ 証明者の個人印を押してください。 (○) 法人経営 ※ 法人名と代表者名を記入のうえ、法人印または代表者印を押してください。
	株式会社ビクトリア 代表取締役 新宿 太郎
連絡先	住所 東京都新宿区新宿○-○-○ 電話番号 03-○○○○○-○○○○○



この従事証明書に記載した個人情報、養成施設及び公益社団法人日本理容美容教育センターに提供されることに同意のうえ、記名し、公印を押印します。

証明日 令和 5 年 4 月 1 日

- ・業務に従事した店舗
- ・従事証明書は、今回記入したものを添付し、本はお手元で保管し、写し(コピー)を添付
- ・この従事証明書に記載された個人情報は、公益社団法人日本理容美容教育センターの「教員資格認定研修会」に関する業務についてのみ使用されます。

記入内容を訂正する場合は、修正テープ等は使用せず、線で消した上に訂正印(証明者)を押してください。

理容師・美容師養成施設教員資格認定研修会実施要項

1. 目的

理容師養成施設指定規則（平成 10 年厚生省令第 5 号）別表第 3、美容師養成施設指定規則（平成 10 年厚生省令第 8 号）別表第 3 に規定する厚生労働大臣の認定を受けて実施し、理容師養成施設又は美容師養成施設において教科課目を担当するに足る知識及び技能を習得させ、その資格を付与する。

2. 実施主体

公益社団法人 日本理容美容教育センター

3. 課目、日数、募集定員、開催期間

別紙のとおりとする。

4. 会場

公益社団法人 日本理容美容教育センター 5 階研修室又は 6 階講堂

住所 〒151-8505 東京都渋谷区代々木 3-46-18

電話 03-3370-3313

5. 受講資格

理容師養成施設又は美容師養成施設における教員を志望する者のうち、健康状態が良好で、課目ごとの受講資格のいずれかに該当し、主催者が適当と認めた者とする。

研修課目	受講資格詳細
衛生管理	理容師又は美容師の免許を受けた後、理容所又は美容所において実務に従事した期間又は理容師養成施設又は美容師養成施設において衛生管理の教育に関する業務に従事した期間が通算して4年以上になる者
保健	理容師又は美容師の免許を受けた後、理容所又は美容所において実務に従事した期間又は理容師養成施設又は美容師養成施設において保健(平成 29 年度までは理容保健又は美容保健)の教育に関する業務に従事した期間が通算して4年以上になる者
香粧品化学	理容師又は美容師の免許を受けた後、理容所又は美容所において実務に従事した期間又は理容師養成施設又は美容師養成施設において香粧品化学の教育に関する業務に従事した期間が通算して4年以上になる者

文化論	<p>1 次の(1)から(3)までに定める者に準ずると認められる者</p> <p>(1)旧教員免許令に基づく旧中学校高等女学校教員検定規程第7条第1号又は第2号の規定により、指定又は許可を受けた学校の卒業者であって当該学校において美術を修めた者</p> <p>(2)学校教育法に基づく大学の卒業者であって、美術に係る短期大学士、学士、修士又は博士の学位を有する者</p> <p>(3)教育職員免許法第5条又は教育職員免許法施行法第1条若しくは第2条の規定により高等学校若しくは中学校の美術の教諭の免許状の授与を受けた者又はその免許状を有するものとみなされる者</p> <p>2 理容師又は美容師の免許を受けた後、理容所又は美容所において実務に従事した期間又は理容師養成施設又は美容師養成施設において文化論(平成29年度までは理容文化論又は美容文化論)の教育に関する業務に従事した期間が通算して4年以上になる者</p>
運営管理	<p>1 次の(1)から(3)までに定める者に準ずると認められる者</p> <p>(1)旧教員免許令に基づく旧中学校高等女学校教員検定規程第7条第1号又は第2号の規定により、指定又は許可を受けた学校の卒業者であって、当該学校において経済学、経営学又は会計学を修めた者</p> <p>(2)学校教育法に基づく大学の卒業者であって、経済学、経営学又は会計学に係る短期大学士、学士、修士又は博士の学位を有する者</p> <p>(3)教育職員免許法第5条又は教育職員免許法施行法第1条若しくは第2条の規定により、高等学校の公民若しくは中学校の社会の教諭の免許状の授与を受けた者又はその免許状を有するものとみなされる者</p> <p>2 理容師又は美容師の免許を受けた後、理容所又は美容所において実務に従事した期間又は理容師養成施設又は美容師養成施設において運営管理(平成29年度までは理容運営管理又は美容運営管理)の教育に関する業務に従事した期間が通算して4年以上になる者</p>
理容技術理論 理容実習	理容師の免許を受けた後、理容所において実務に従事した期間又は理容師養成施設において理容技術理論・理容実習の教育に関する業務に従事した期間が通算して4年以上になる者
美容技術理論 美容実習	美容師の免許を受けた後、美容所において実務に従事した期間又は美容師養成施設において美容技術理論・美容実習の教育に関する業務に従事した期間が通算して4年以上になる者

6. 参加申込

申込にあたっては、理由のいかんにかかわらず、早退、遅刻、欠席をした場合、それ以降の講義及び認定試験を受けられないことを了承のうえ、所定の申込書に必要事項を記入し、免許証の写しと従事証明書類の写しを添付して、所定の期日までに公益社団法人日本理容美容教育センターに送付すること。

従事証明書類は、原則、申込要領の「従事証明書」の様式によるものとする。ただし、理容所又は美容所の従事証明において次の理由に該当する場合は、「従事証明書」に代えて保健所の証明を提出すること。

理由 1 : 被従事証明者と従事証明をする者が同一人である。

理由 2 : 理容所又は美容所が廃止されていて、従事証明をする者の所在が不明。

なお、保健所の証明が取れない場合に限り、「従事証明書にかかる申立及び誓約書について」（原本）を提出すること。

その他、従事していた養成施設が廃止されている場合は、養成施設を所管していた都道府県が発行する証明を提出すること。

また、応募方法は、次のとおりとする。

(1) 推薦

研修課目ごとの受講資格に該当する者であって、養成施設（養成施設の設置計画を厚生労働省へ提出済みの施設を含む。）の長が当該課目の担当教員として適格であると認めて推薦した者

(2) 一般

研修課目ごとの受講資格を満たす者

7. 費用

受講者負担とする。なお、受講者の負担を軽減するため、主催者は費用の一部を負担することができることとする。

遅刻、欠席により受講及び受験できない場合、参加費用は、研修会開始後であるため一切返還しない。

8. 応募手続き

各研修開催日の約2ヵ月半前に、ホームページ上で申込及び応募要項に関する告知を行う。

提出は、郵送のみとし、応募多数の場合は、先着順とする。また、応募書類は一切、返却しない。

なお、応募少数の場合は、開催しないことがある。

9. 研修内容

各研修とも教育分野と専門分野について研修するものとし、別表のとおりとする。

10. 担当講師

研修の担当講師は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学等において教職課程担当の経験等を有する学識経験者
- (2) 担当する研修課目について、相当の能力を有すると主催者が認める者

11. 免除項目

(1) 教育分野

免除対象

1日目(9:40～16:20)：教育原理と人間教育、「教える」ための技術

2日目(9:40～12:30)：ビジネスマナーの理解と実践

すべての課目の研修において、上記の講義を受講し教員資格を取得した者は、その年度から起算して5年間は、受講を免除することができる。

(2) 関係法規・制度

「衛生管理」又は「保健」（平成29年度までは「理容保健」「美容保健」）のいずれかの研修において教員資格を取得した者は、その年度から起算して5年間は、受講を免除することができる。

12. 修了認定

(1) 認定試験を実施し、試験委員による合否判定会議を開催し合否判定を行う。主催者は、その判定結果に基づき、研修を修了した者であることを証する認定証書を交付する。

(2) 認定試験は、以下のとおりとする。

また、筆記試験もしくは実技試験のいずれかが不合格の場合は、次回実施される試験で不合格となった試験を受験することができる。

	課 目
筆記試験	衛生管理 保健 化粧品化学 文化論 運営管理 理容技術理論 美容技術理論
実技試験	理容技術理論・理容実習 美容技術理論・美容実習

(3) 再受験料は、次のとおりとする。

筆記試験 3,142 円/人 (税込)

実技試験 2,095 円/人 (税込)

13. 認定証書の交付

認定証書は、原則、研修の修了日から起算して 50 日以内に本人に送付する。

14. 認定証書の再交付

紛失、破損等により認定証書の再交付が必要な場合は、本人からの申請により再交付することができる。

なお、再交付料は、次のとおりとする。

1,100 円 (税込) + 送料

15. その他

自然災害の発生や感染症の流行等により、研修会を中止または中断することがある。

1. 研修課目、日数、募集定員、開催期間（土日祝日を除く。）

課目	日数	募集定員	開催期間
衛生管理	14	50	2024年 7月 23日 ~ 8月 9日
保健	12	50	2024年 10月 2日 ~ 10月 18日
化粧品化学	10	50	2024年 5月 13日 ~ 5月 24日
文化論	10	50	2024年 8月 19日 ~ 8月 30日
運営管理	10	50	2024年 9月 2日 ~ 9月 13日
理容技術理論 理容実習	12	50	2025年 1月 23日 ~ 2月 7日
美容技術理論 美容実習	12	80	2024年 7月 3日 ~ 7月 19日 2024年 12月 4日 ~ 12月 19日

令和6年度教員資格認定研修カリキュラム

別表

「文化論」

月日	時間	講義内容	講師
8月19日 (月)	9:15～9:30	受付	
	9:30～9:40	開講式	
	9:40～10:30 10:40～11:30 11:40～12:30	[教育分野] 「教育原理と人間教育」	山路 茜 先生 岩手大学 教育心理学・授業研究 准教授
	13:30～14:20 14:30～15:20 15:30～16:20	「『教える』ための技術」	山路 茜 先生
8月20日 (火)	9:40～10:30 10:40～11:30 11:40～12:30	「ビジネスマナーの理解と実践」	橋本 泉 先生 中小企業診断士
	13:30～14:20 14:30～15:20 15:30～16:20	総論、日本の理容業・美容業の歴史	水野 夏子 先生 大阪樟蔭女子大学 学芸学部 化粧ファッション学科 准教授
8月21日 (水)	9:40～10:30 10:40～11:30 11:40～12:30	ファッション文化史 日本編	水野 夏子 先生
	13:30～14:20 14:30～15:20 15:30～16:20	ファッション文化史 日本編	水野 夏子 先生
8月22日 (木)	9:40～10:30 10:40～11:30 11:40～12:30	ファッション文化史 日本編	水野 夏子 先生
	13:30～14:20 14:30～15:20 15:30～16:20	ファッション文化史 日本編	水野 夏子 先生
8月23日 (金)	9:40～10:30 10:40～11:30 11:40～12:30	ファッション文化史 西洋編	田邊 しずか 先生 鹿児島県立短期大学 生活科学科 生活科学専攻 助教
	13:30～14:20 14:30～15:20 15:30～16:20	ファッション文化史 西洋編	田邊 しずか 先生
8月26日 (月)	9:40～10:30 10:40～11:30 11:40～12:30	ファッション文化史 西洋編	田邊 しずか 先生
	13:30～14:20 14:30～15:20 15:30～16:20	ファッション文化史 西洋編	田邊 しずか 先生
8月27日 (火)	9:40～10:30 10:40～11:30 11:40～12:30	礼装の種類	田邊 しずか 先生
	13:30～14:20 14:30～15:20 15:30～16:20	[教育分野] 「授業の構成と実践 (1)」	坂間 俊夫 先生 情報教育センター

令和6年度教員資格認定研修カリキュラム

別表

「文化論」

月日	時間	講義内容	講師
8月28日 (水)	9:40～10:30 10:40～11:30 11:40～12:30	「授業の構成と実践(2)」	坂間 俊夫 先生
	13:30～14:20 14:30～15:20 15:30～16:20	「授業の構成と実践(3)」	坂間 俊夫 先生
8月29日 (木)	9:40～10:30 10:40～11:30 11:40～12:30	「授業の構成と実践(4)」	山路 茜 先生
	13:30～14:20 14:30～15:20 15:30～16:20	「授業の構成と実践(5)」	山路 茜 先生
8月30日 (金)	9:40～10:30 10:40～11:30 11:40～12:30	「授業の構成と実践(6)」	山路 茜 先生
	13:30～14:20 14:30～15:20	「授業の構成と実践(7)」	山路 茜 先生
	15:40～16:25	認定試験(筆記)	
	16:25	閉講	

(注) 講義時間帯は講師の都合により適宜変更される場合があります。